

教育委員会月報



文部科学省



令和2年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」結果について

Series **地方発！我が教育委員会の取組**

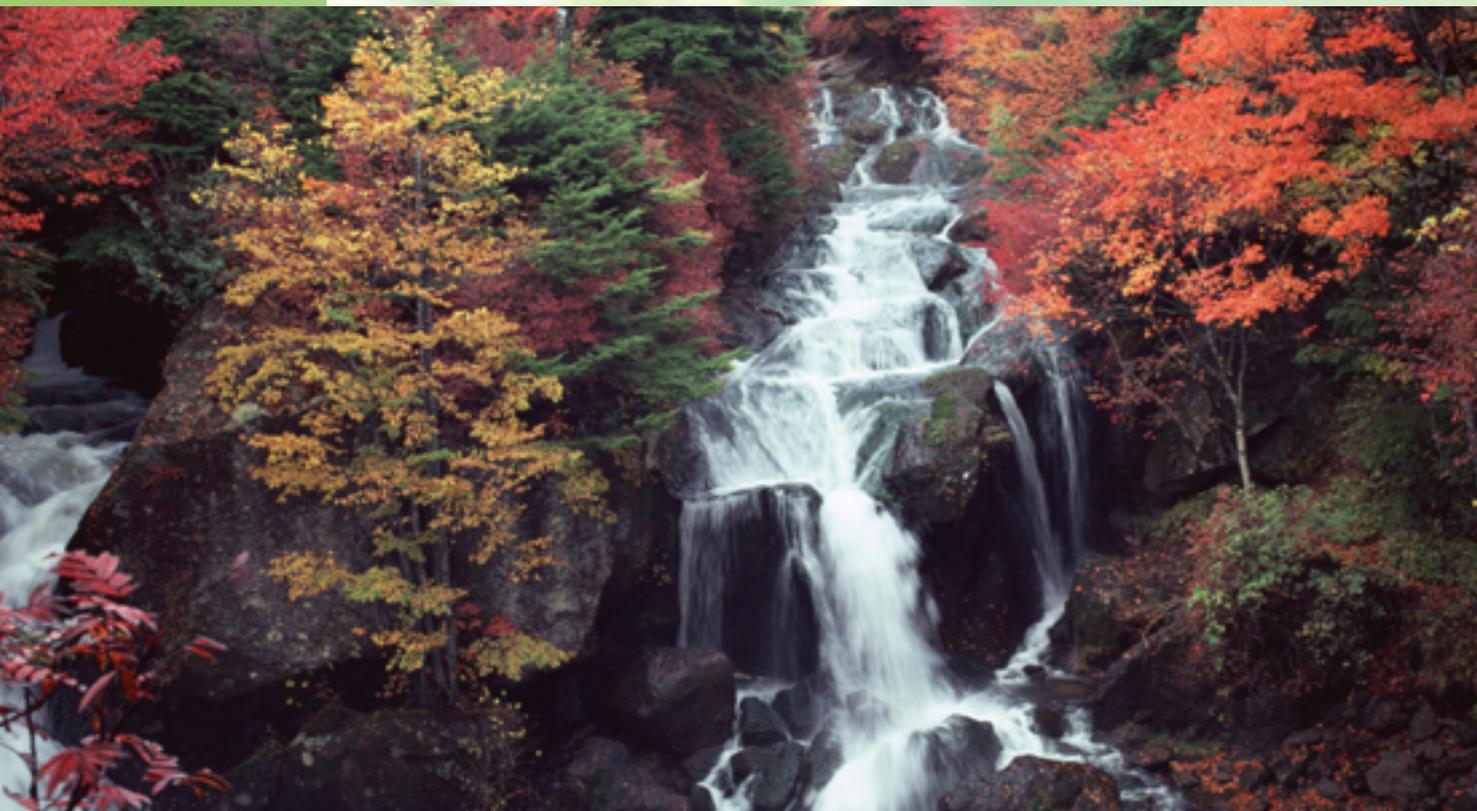
香川県三豊市教育委員会 ICTによる豊かな学びの保障

新潟県教育委員会 いじめ対策の再構築

Series **学校、地域が活性化！地域とともにある学校づくり**

千葉県市川市教育委員会 **人をつなぐ 未来へつなぐ 市川の教育**

お知らせ



2021年11月19日発行 第73巻7号

2021 November



調査統計 令和2年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」結果について …… [1](#)

Series 地方発！我が教育委員会の取組

香川県三豊市教育委員会

ICTによる豊かな学びの保障 …… [7](#)
～ロードマップによる全員参加のタブレット活用～

新潟県教育委員会

いじめ対策の再構築 …… [11](#)
～いじめ防止と自殺予防の強化のために～

Series 学校、地域が活性化！地域とともにある学校づくり

千葉県市川市教育委員会

人をつなぐ 未来へつなぐ 市川の教育 …… [15](#)
～コミュニティ・スクールの取組～

お知らせ

コロナ禍でも留学機運醸成に繋がる …… [17](#)
独自の強みを活かした取り組みを行っている県教委の事例

令和3年度 教育課程研究指定校事業 …… [20](#)
研究協議会のオンライン形式での開催

令和3年度「学校における男女共同参画研修」オンラインの実施について …… [22](#)

◆ **ひとりごと** …… [24](#)

令和2年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」結果について

児童生徒課

はじめに

文部科学省では、児童生徒の問題行動や不登校等の生徒指導上の諸課題について、全国の状況を調査・分析することにより、教育現場における取組のより一層の充実に資するとともに、今後の施策の参考とするため、毎年度本調査を実施している。

令和2年度における調査結果は、令和3年10月13日に公表した。

なお、本調査における調査項目・対象は、資料1のとおりである。

資料1 調査項目・対象

- 1) 暴力行為： 国公立小・中・高等学校
- 2) いじめ： 国公立小・中・高・特別支援学校、都道府県教育委員会、市町村教育委員会
- 3) 出席停止： 市町村教育委員会
- 4) 小・中学校の長期欠席（不登校等）： 国公立小・中学校、都道府県教育委員会、市町村教育委員会
- 5) 高等学校の長期欠席（不登校等）： 国公立高等学校
- 6) 高等学校中途退学等： 国公立高等学校
- 7) 自殺： 国公立小・中・高等学校
- 8) 教育相談： 都道府県・市町村教育委員会

調査結果の概要

(1) 暴力行為

本調査において「暴力行為」とは、「自校の児童生徒が、故意に有形力（目に見える物理的な力）を加える行為」をいい、暴力行為の対象によって、「対教師暴力」（教師に限

らず、学校職員も含む。）、「生徒間暴力」（何らかの人間関係がある児童生徒同士に限る。）、「対人暴力」（対教師暴力、生徒間暴力を除く）、学校の施設・設備等の「器物損壊」の4つに分類している。ただし、家族・同居人に対する暴力行為は調査対象外としている。

なお、本調査においては、当該行為によってけががあるかないかといったことや、けがによる病院の診断書、警察への被害届の有無などにかかわらず、資料2に記載のあるような行為と同等か又はこれらを上回るようなものを暴力行為として扱っている。

資料2 暴力行為の例

○「対教師暴力」の例

- ・ 指導されたことに激高して教師の足を蹴った。
- ・ 教師の胸倉をつかんだ。
- ・ 教師の腕をカッターナイフで切りつけた。
- ・ 養護教諭目掛けて椅子を投げ付けた。
- ・ 定期的に来校する教育相談員を殴った。
- ・ その他、教職員に暴行を加えた。

○「生徒間暴力」の例

- ・ 同じ学校の生徒同士がけんかとなり、双方が相手を殴った。
- ・ 高等学校在籍の生徒2名が、中学校時の後輩で、中学校在籍の生徒の身体を壁に押し付けた。
- ・ 部活動中に、上級生が下級生に対し、指導と称して清掃道具でたたいた。
- ・ 遊びやふざけを装って、特定の生徒の首を絞めた。
- ・ 双方が顔見知りで別々の学校に在籍する生徒同士が口論となり、けがには至らなかったが、身体を突き飛ばすなどした。
- ・ その他、何らかの人間関係がある児童生徒に対して暴行を加えた。

○「対人暴力」の例

- ・ 学校行事に来賓として招かれた地域住民に足蹴りをした。
- ・ 偶然通り掛かった他校の見知らぬ生徒と口論になり、殴ったり蹴ったりした。

- ・ 登下校中に、通行人にけがを負わせた。
- ・ その他、他者（対教師及び生徒間暴力の対象を除く。）に対して暴行を加えた。

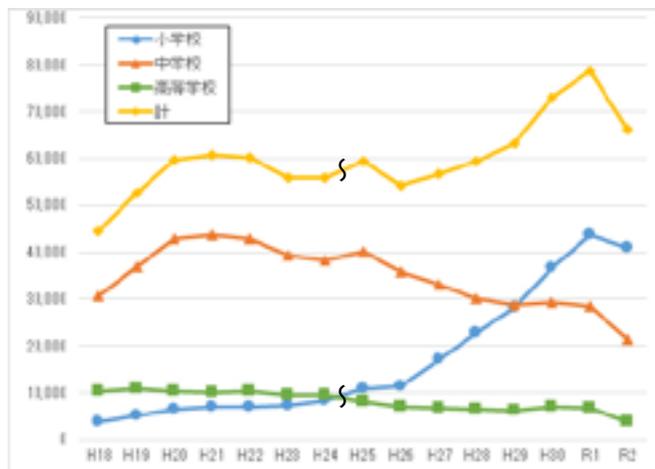
○「器物損壊」の例

- ・ 教室の窓ガラスを故意に割った。
- ・ トイレのドアを故意に壊した。
- ・ 補修を要する落書きをした。
- ・ 学校で飼育している動物を故意に傷つけた。
- ・ 学校備品（カーテン、掃除道具等）を故意に壊した。
- ・ 他人の私物を故意に壊した。
- ・ その他、学校の施設・設備等を故意に壊した。

令和2年度における国公私立の小・中・高等学校における暴力行為の発生件数は66,201件であり、令和元年度調査の78,787件から12,586件（16.0%）減少している。児童生徒1,000人当たりの発生件数は5.1件（前年度6.1件）となっている。

学校種別で見ると、小学校における暴力行為は近年大幅に増加していたが、令和2年度は減少しており、また中学校・高等学校の暴力行為は近年減少傾向にあったところ、令和2年度は大幅な減少となった（図1参照）。

図1 学校種ごとの暴力行為発生件数の推移



※平成25年度からは高等学校に通信制課程を含める。

(2) いじめ

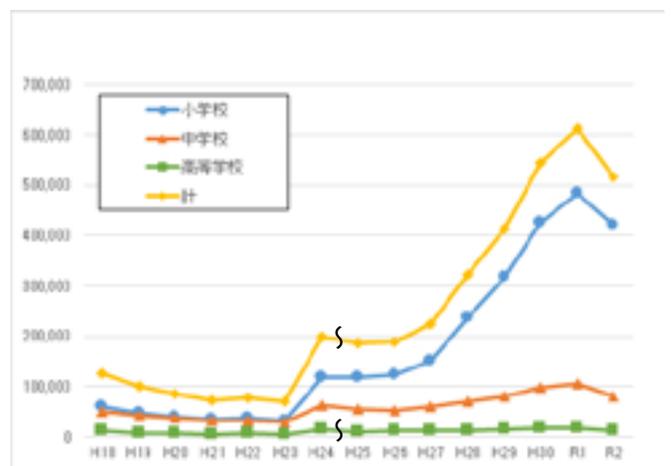
本調査において「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」（いじめ防止対策推進法第2

条第1項）をいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

また、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うこととしている。

令和2年度における小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は517,163件であり、令和元年度調査の612,496件から、95,333件（15.6%）減少している。児童生徒1,000人当たりの認知件数は39.7件（前年度46.5件）となっている。平成26年度以降認知件数の増加が続いていたが、令和2年度は全学校種で大幅な減少となった（図2参照）。

図2 いじめの認知件数の推移



※平成25年度からは高等学校に通信制課程を含める。

いじめを認知した学校は29,001校だった。学校総数に対する割合は78.9%であり、前回調査の82.6%から3.7ポイント減少した。

また、認知したいじめのうち年度末時点で解消しているものは400,495件であり、これは認知されたいじめ件数の77.4%にあたる。

いじめの認知件数について、認知件数の増加は、学校において初期段階のものも含めていじめを積極的に認知し、その解消に向けて取り組んでいる結果と考えて、肯定的に捉えてきた。

「いじめ防止対策推進法」の施行以降、いじめの認知件数は増加が続いていたが、令和2年度は大幅に減少している。その要因としては、新型コロナウイルス感染症の影響により、

- ・ 生活環境が変化し児童生徒の間の物理的な距離が広

がったこと、

- ・ 日常の授業におけるグループ活動や、学校行事、部活動など様々な活動が制限され、子供たちが直接対面してやり取りをする機会やきっかけが減少したこと、
- ・ 年度当初に地域一斉休業があり夏季休業の短縮等が行われたものの例年より年間授業日数が少ない学校もあったこと、
- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響による偏見や差別が起きないように学校において正しい知識や理解を促したこと、これまで以上に児童生徒に目を配り指導・支援したこと、

等が考えられる。また先に述べた暴力行為の減少についても、同様の背景が考えられる。

一方で、生活環境や行動様式が大きく変化し、発見できていないいじめがある可能性にも考慮し、引き続きいじめの早期発見、積極的な認知、早期対応に取り組んでいくことが重要である。

<ネットいじめについて>

今回調査においてはいじめの認知件数が減少しているが、その中においてパソコンや携帯電話等を使ったいじめの件数は18,870件で、前年度から946件増加し、過去最多を更新している。

SNS等を用いたいじめについては、外部から見えにくく、また、匿名性が高いなどの性質から、学校が認知しきれていない可能性がある。

また、GIGAスクール構想が進展する中、1人1台端末等を使ったいじめが発生する可能性があることにも留意が必要であり、端末の活用におけるルールを明確にし、児童生徒との間で共通理解を図り、教師が児童生徒の書き込みを確認できる設定にするなど、安全かつ効果的に端末を活用できるようにすることが重要である。

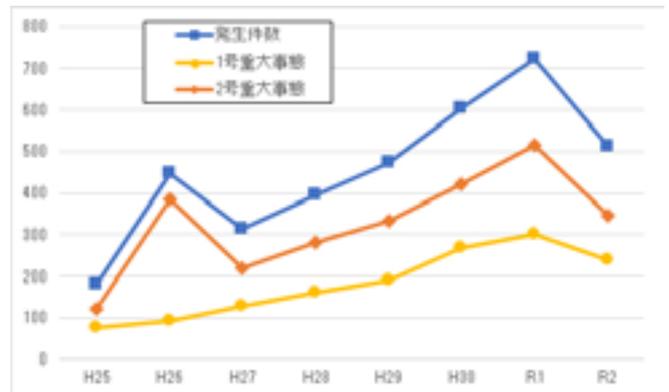
どのような態様のいじめについても、学校として組織的に対処する必要があることは言うまでもなく、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係などの構築等に努め、いじめを訴えやすい体制を整えることが重要であり、また情報モラル教育を推進していくことが必要となっている。

<いじめの重大事態について>

いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数は514件と、前回調査の723件から209件減少している。

いじめによって児童生徒の生命、心身又は財産への重大な被害が生じた疑いがある事案（法28条第1項第1号に該当）が239件（前回調査301件）、いじめによって児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある事案（同第2号に該当）が347件（前回調査517件）に、それぞれ減少している（図3参照）。

図3 いじめ重大事態の件数推移



重大事態の件数は減少しているものの、引き続き憂慮すべき状況である。重大事態については、いじめ問題に適切に対応することで、限りなく件数を零に近づけるべきではあるが、いじめ防止対策推進法に基づき、取り上げるべきものは適切に取り上げなければならない。

「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文科科学大臣決定（最終改定平成29年3月14日））において、「児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる」とあり、この点には特に留意が必要である。

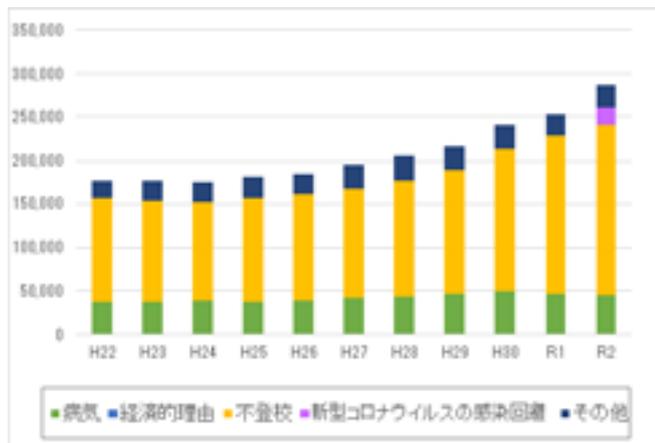
(3) 長期欠席について

長期欠席の調査については、従来、年度間に児童・生徒指導要録における「欠席日数」が30日以上の子供生徒を長期欠席として調査してきたが、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、今回調査では児童・生徒指導要録の「欠席日数」と「出席停止・忌引き等の日数」の合計日数により、年度間に30日以上登校しなかった児童生徒を長期欠席として調査した。なお、従来どおり、「出欠の記録」の「備考」欄に校長が出席扱いとした日数が記載されている場合は、その日数についても登校しなかった日数に含めることとしている。

また、感染回避を目的として登校しない・保護者が登校させないといった事象は、現在の状況に特有のものであり、従来の不登校やその他の理由とは分けて把握すべきものであることから、欠席理由の区分として、「病気」「経済的理由」「不登校」「その他」の4区分に加えて、「新型コロナウイルスの感染回避」欄を新たに設けた。

この調査により、「新型コロナウイルスの感染回避」により30日以上登校しなかった児童生徒数は、小学校14,238人、中学校6,667人、高等学校9,382人、合計30,287人であり、在籍児童生徒数に占める割合は約0.2%という結果が明らかとなった（図4参照）。

図4 小・中学校における長期欠席者数の推移



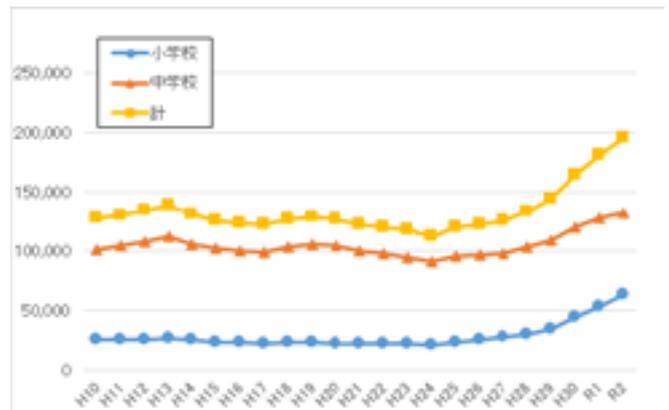
(4) 小・中学校における不登校

本調査において「不登校児童生徒」とは、年度間に30日以上登校しなかった長期欠席児童生徒のうち、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にある者（ただし、病気や経済的理由、新型コロナウイルスの感染回避によるものを除く）をいう。

令和2年度間の国公私立の小・中学校における不登校児童生徒数は196,127人であり、令和元年度調査における181,272人から14,855人（8.2%）増加している。在籍児童生徒に占める不登校児童生徒の割合は2.0%（前年度1.9%）となった（図5参照）。

小・中学校いずれも増加しており、在籍児童生徒数が減少しているにもかかわらず不登校児童生徒数は8年連続で増加し、また、約55%の不登校児童生徒が90日以上長期に及び欠席しているなど、憂慮すべき状況にある。

図5 小・中学校における不登校児童生徒数の推移



不登校児童生徒が増加している背景には、学校に対する保護者や児童生徒自身の意識の変化の影響のほか、休養の必要性を明示した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の趣旨が浸透したという側面もあると考えられる。

また令和2年度については、コロナ禍による生活環境の変化で生活リズムが乱れやすい状況や、学校生活において様々な制限がある中、登校する意欲が湧きにくい状況にあったこと等も背景として考えられる。

不登校児童生徒の支援に当たっては、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」及び同法に基づく基本指針（「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」（平成29年3月31日文科科学省））等に基づき、魅力あるより良い学校づくりや児童生徒の学習状況等に応じた指導・配慮を実施すること、児童生徒の社会的自立を目指して、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援を推進することが重要である。

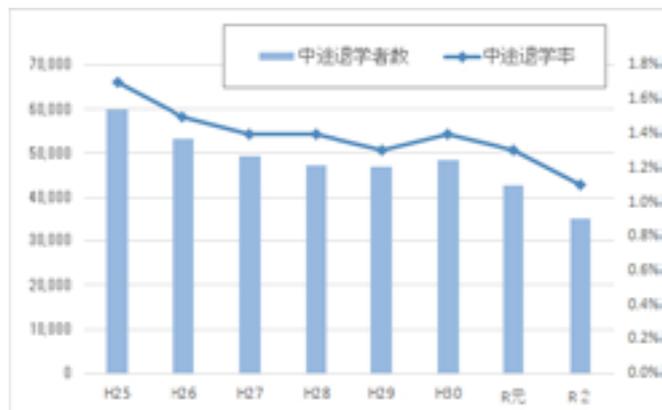
(5) 高等学校における中途退学

本調査において「中途退学」とは、年度の途中に校長の許可を受け、又は懲戒処分を受けて退学した者等をいい、転学者及びいわゆる「飛び入学」により大学に進学した者は含まない。

令和2年度間の国公私立の高等学校における中途退学者数は34,965人であり、令和元年度調査の42,882人から7,917人（18.5%）減少した。中途退学率（在籍者数に対する中途退学者数の割合）は1.1%（前年度1.3%）となっている。

中途退学は近年減少傾向にあり、平成25年度以降、平成30年度に増加したほかは毎年減少している（図6参照）。中途退学の理由としては、多い順に、「進路変更」が15,087人（中途退学者のうち43.1%）、「学校生活・学業不適応」が10,662人（同30.5%）、「その他の理由」が2,635人（同7.5%）等となっている。

図6 高等学校における中途退学者数の推移

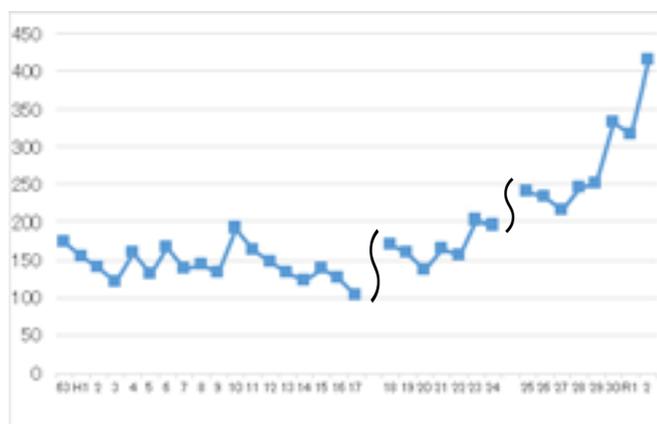


(6) 自殺

本調査においては、令和2年度間に死亡した小・中・高等学校における児童生徒のうち、警察等との関係機関とも連携し、学校が把握できた情報を基に自殺であると判断したものや、警察により自殺と判断されたものについて件数を把握している。

国公立の小・中・高等学校から報告のあった、令和2年度において自殺した児童生徒数は415人であった。令和元年度調査の317人から98人増加し、調査開始以降最多となっており、極めて憂慮すべき状況である（図7参照）。

図7 自殺した児童生徒数の推移



※平成18年度からは国・私立学校、平成25年度からは高等学校通信制過程も調査対象としている。

内訳は小学校7人（前回調査4人）、中学校103人（前回調査91人）、高等学校305人（前回調査222人）となっている。特に女子高校生の自殺は前回調査の63人に対して令和2年度は131人と大幅に増加している。

自殺した児童生徒が置かれていた状況として「いじめの問題」があったとされる児童生徒は12人（前回調査10人）であった。

多くの児童生徒が自殺に及んでいるという現状は、非常に憂慮すべき事態であり、児童生徒の自殺を防ぐことは喫緊の課題である。

警察庁・厚生労働省の自殺統計において、今般のコロナ禍において児童生徒の自殺者数が増加していることが明らかとなっており、本調査の結果の公表に先だち、本年6月には文部科学省の「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」において、審議のまとめとして提言がなされている。

この審議のまとめでは、コロナ禍における児童生徒の自殺に係る環境の変化として、

- ・在宅ワークの増加等による家庭内の過密化により、家族内葛藤等の家庭環境の不和が生じたことや、
 - ・目標や夢、達成感等が得られる機会となる学校行事や大会などの中止等、学校環境が変化したこと、
- などが指摘されており、こうしたことが自殺者数の変化に影響しているとも考えられる。

児童生徒の自殺に関しては、

- ・「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」（平成21年3月）
- ・「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」（平成22年3月）
- ・「子供に伝えたい自殺予防」（平成26年7月）
- ・「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂）」（平成26年7月）

を作成、公表しており、活用が求められる。

また、以下の通知および事務連絡により、SOSの出し方に関する教育を少なくとも年1回実施するなど積極的に推進することを依頼するとともに、SOSの出し方に関する教育の教材例を示している。

- ・「児童生徒の自殺予防に向けた困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育の推進について」（平成30年1月23日付け通知）
- ・「児童生徒の自殺予防に向けた困難な事態、強い心理

的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育の教材例について」(平成30年8月31日付け事務連絡)

上述の審議のまとめでは、今後必要な施策として、SOSの出し方に関する教育を含めた自殺予防教育の充実、悩みや不安を抱える児童生徒の早期発見・対応に資するICTの活用、関係機関等の連携体制の構築を挙げており、これらの内容を踏まえて、児童生徒の自殺予防に関する取組を行っていくことが必要である。

おわりに

以上のような調査結果を踏まえて、文部科学省としては、

- ・ 成長を促す積極的な生徒指導の充実、
- ・ 課題の早期発見や支援のための教育相談体制の充実、具体的にはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置充実、SNS等を活用した相談事業、
- ・ いじめへの対応や自殺予防の取組に関する普及啓発・理解促進

等を引き続き実施していくこととしている。

また、

- ・ 1人1台端末等を活用した相談支援の充実、
- ・ 不登校児童生徒への支援の充実、
- ・ 現状の分析と施策の改善に向けた取組

等も促進し、児童生徒の問題行動・不登校等に対する各地域における取組が一層充実するよう、支援していくこととしている。

いじめ、不登校、暴力行為その他の生徒指導上の諸課題への対応に当たっては、校長を中心として学校が組織的に対応することが重要であり、また、事案の内容等に応じ、教育委員会等の設置者への報告や、その指示に基づく対応が求められる。

その際、児童生徒の問題行動や不登校等の背景には家庭環境など様々な要因の影響も考えられることから、事案に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用するとともに、警察、児童相談所、法務局又は地方法務局、人権擁護委員、福祉・医療等の関係機関との連携を積極的に図ることも必要である。

今回の調査結果からは、新型コロナウイルス感染症によって学校や家庭における生活や環境が大きく変化し、子供たちの行動等にも大きな影響を与えていることがうかがえる。

いじめや暴力行為が減少したとは言え、様々な活動の制限は子供たちが得られるはずだった学びの機会や経験が減少した可能性を含んでおり、必ずしも肯定的に捉えることはできない。人と人の距離が広がる中、不安や悩みを相談できない子供たちがいる可能性があること、子供たちの不安や悩みが従来とは異なる形で現れたり、一人で抱え込んだりする可能性があることにも考慮する必要があり、引き続き周囲の大人が子供たちのSOSを受け止め、組織的対応を行い、外部の関係機関等に繋げて対処していくことが重要である。

香川県三豊市教育委員会

ICTによる豊かな学びの保障

～ロードマップによる全員参加のタブレット活用～

はじめに

令和2年3月の一斉臨時休業を契機に、本市でも1人1台端末の整備が急速に進められた。コロナ禍で先の見通しが持てない中、Wi-Fi等の環境整備に加え、教員の意識もスキルも追いつかないまま、GIGAスクール構想の実現に向けて、本格的な取組が始まった。

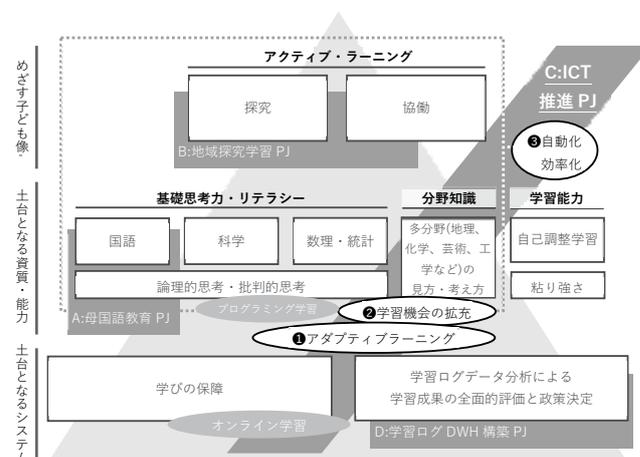
Society5.0時代を生きる児童生徒たちにとって、ICTの活用は必要不可欠であり、そのスキルを学ぶことは必須である。オンライン学習の必要性を強く認識した今、自治体の対応の遅れが子どもたちの学びの遅れにならないように、ピンチをチャンスととらえ、1人1台環境を活かした教育施策を加速度的に進めてきた。

1. 今年度のICTに係る重点施策について

文部科学省のGIGAスクール構想においては、子どもたち一人一人の能力や特性に合わせた個別最適な学びと、主体的で対話的な学びや創造性を引き出す学びの両立が掲げられている。本市でも、デジタルかアナログかという二項対立ではなく、どちらの良さも適切に組み合わせ、児童生徒の豊かな学びを育むことを目指した。

まず、市の学校教育方針とICT推進施策の関係性を明示した「ICT推進ロードマップ」を作成した。ICT推進の重点を、学校教育方針を踏まえて絞り込むことにより、環境整備や研修の効果を高めることを意図している。そして、ICT活用自体が目的ではなく、児童生徒自身がICTを「文房具」のように自由に使いこなせるよう授業をデザインすること、そのことにより、「主体的・対話的で深い学び」を実現し、各分野の知識・技能の確実な習得が可能となるこ

とを示している。市が最も重視している「探究」と「協働」の力の育成も、ICTを活用した個別最適な学びと従来の協働的な学びを最適に組み合わせることによって効果的に進められると考えた。



ICT 推進ロードマップ

(1) アダプティブ・ラーニングの推進

本年度、最も重点的に推進しているのが、デジタルドリル教材によるアダプティブ・ラーニングである。AIにより提供される児童生徒一人一人の学びの状況に合わせた学習材やコンテンツによって、より効果的に知識・技能の習得を図ることができる。児童生徒が各々の苦手分野の問題を繰り返し復習することで、基礎学力のいつそうの定着も期待される。昨年度は、試験的に算数・数学版を、本年度から5教科版を本格的に導入した。このAIDリルは、容易に使い始められるので、教職員・児童生徒ともに、端末の操作について自然に慣れていくことができるというメリットがある。また、採点業務が削減できる機能もあり、業務の軽減につながることも期待された。そして、業務の効率化で生み出された時間を協働的・探究的な学びの時間として確保することも可能であると考えた。

現在では、市内全学級の半数で日常的にAIドリルを活用するようになっている。



各自のペースでAIドリルを行っている様子

(2) 学習機会の拡充

重点施策の二つ目は、授業等での効果的な活用である。これまで、最も盛んに行われていたICTの活用方法は、指導者用デジタル教科書を用いて、教科書の内容に関連する図表や動画を提示するという使い方であった。しかし、ICTの「空間的・時間的制約を緩和する」という利点を生かし、授業の質のさらなる向上を図りたいと考えた。対面授業を基本としつつも、他の学校や海外との交流など今までできなかった学習活動も可能にしたいという思いがあった。

市内小学校の6年生の学級で、中国の日本人学校の6年生とオンラインで交流するという授業を実施した。その日本人学校には、本市に帰省中、新型コロナウイルスの感染拡大で中国に戻れなくなり、その小学校に半年ほど通うことになった児童がいた。市の国際交流協会の協力を得て実現したこの授業を通して、児童たちは久しぶりの再会を喜び合い、中国への興味関心が芽生えるなど、豊かな時間を過ごした。



中国の日本人学校との交流

このような各学校で取り組んだ事例を、その都度、市内で共有することで、海外との交流だけでなく、遠隔地の専門家とつないだ授業、他の学校・地域との交流、さらにはVR（仮想現実）等の新しいメディアの活用など新たな可能性を示し、できることから少しずつ、学校への支援を強化していきたいと考えている。

(3) 自動化・効率化

重点施策の三つ目は、授業の重点箇所ではデジタル教具を使用し、既存の学びを効率化・自動化することである。このことにより従来よりも効果的な学習活動が実現できると考えている。これまで、昨年度導入したGoogleのグループ学習ツールを用いて各学校内で活用方法等の研究を進めてきた。さらに、今年9月からはクラウド版学習支援システムのアプリも導入し活用している。端末の操作が簡単で使いやすい、小学校低学年の児童や、端末操作に不慣れな教員も安心して使うことができる。それによって、教員による指導や、児童生徒の学習の可能性が広がることを期待している。たとえば、教員は、児童生徒の作業の進み具合や様子を一目で確認することができ、個に応じた指導に役立てることができる。児童生徒においては、動画を撮って自分の取組をすぐに確認し調整したり、前回のものと比較することで自己の変容を実感したりすることができる。

このように、ふだんの授業にICTを取り入れることで、教員にとっては、児童生徒の実態に応じたきめ細やかな指導が今まで以上に可能となる。一方、児童生徒にとっては、学習が進むにつれて、ICTを自らの学習に取り入れたいという意欲が生まれ、活用していく中でさらに新たなICTスキルを身に付けたりすることができる。豊かな学びを日常的に育むことができるのである。



学習支援システムを活用した授業の様子

2. 重点施策を支える取組について

(1) オンライン授業

昨年度の臨時休業期間中、市内7校全ての中学3年生及び市内の約3分の1にあたる7校の小学校6年生を対象に、担任によるオンライン授業を実施した。臨時休業が明けた6月から、それまでに実施できなかった学校や学年を含め市内全学校の全児童生徒に対して、担任によるオンライン授業の模擬授業を継続的に行った。次の臨時休業に備え全児童生徒の学びを保障するためのものであったが、実質的には教員及び児童生徒のICTスキル研修にもなった。

現在は、入学式や全校集会の教室へのオンライン配信、行事や授業参観の際の保護者への配信など、日常的な学校生活の中で活用されるようになってきている。また、少数ではあるが、不登校や別室登校、自宅待機中の児童生徒向けにオンラインによる授業の中継を実践している学校もある。

(2) 児童生徒の情報活用能力の育成

ICTを活用して、情報を集め、その情報を整理・分析したり、得られた情報を分かりやすく発信したりするなどの学習活動も、基本的なコンピュータ操作の習得の上に成り立つものである。また、プログラミング的思考や情報モラルや情報セキュリティに関する資質・能力の育成も欠かせない。

1人1台端末の授業での本格的な活用の前に、児童生徒向けの「学習用タブレット使用のルール」を定めるとともに、各学校においては基本的な情報モラルや目の健康などに関する配慮事項について、教員等と児童生徒間で確認及び共有することを促した。

また、学習活動に関しては、昨年度は、キーボード入力など基本的な操作の習得やプログラミング学習の推進を図った。そのための、タイピング練習やプログラミングに関する無料の教材を各学校に紹介した。その結果、ローマ字一覧表を併用しながらではあるが、小学校中学年や低学年でもキーボードでの文字入力ができる児童が増えている。また、中学校には、今年度、テキストプログラミングによる双方向通信アプリケーションの構築を学べる教材を新たに導入し、プログラミング学習の充実を図った。

今後は、情報教育を体系的に整理し、市としてカリキュラム基準を定め、学校に示していく予定である。

(3) 教員のICT活用指導力の育成

学習ICTの活用が日常化するにつれて、学校間に活用や研究の進捗に差があることがわかってきた。その差が生じる要因の一つは、教員の活用方法についての認識の差によるものだと考えられた。教員対象のICT活用に関するアンケートでは、「実践しておらず必要性や有効性も感じていない」割合は3パーセントにとどまっている。このことから、具体的な活用方法がわからないため活用を進められていないことが推察できた。その課題を解消するため、基礎研修として操作方法の研修をオンラインで実施した。その際の研修動画を、Google サイトで構築した「教員向けポータルサイト」で、教員なら、いつでも、どこでも、だれでも見られるようにし、操作手順の確認や復習ができるようにした。また、夏季休業中には応用研修として、AIドリルの各教科での効果的な活用方法についてのワークショップを実施した。さらに、校内研修や行事等の際に、ICT支援員を派遣し、全教員に支援がいきわたるように配慮した。

教員も授業で活用することで、ICT活用指導力が鍛えられる。そのためには、ICT推進に消極的な教員にこそ、その有効性を実感し、納得して活用してもらうことが重要である。今後も、意図的に新しい種類の教材等を提供し、教員がICTの威力や可能性を実感できるよう働きかけていきたい。

3. 環境整備について

(1) 状況把握

学習ICT活用の状況把握は、現在、AIドリルを日常的に使用する学級の割合やインターネット回線使用量などの定量面とICT支援員へのヒアリングや授業参観などの定性面の両面で行い、より正確に学校の状況を把握するように努めている。その状況を見ながら、どのような環境をどう整えていくべきかを、随時検討している。

(2) ICT支援員の配置

苦手意識をもっている教員が、安心してICTを活用した授業を実施するには、日常的な支援が必要だと考える。市職員のICT支援員だけでなく、市内にある「みとよAI社会推進機構『MAiZM』(マイズム)」の協力を得て、支援員を確保している。そのICT支援員が毎週学校を訪問し、教員一人一人の授業のやり方や実態を把握しながら、相談

しやすい体制を整えている。

今後も、これまで訪問が不十分な学校や活用が比較的進んでいない学校を優先的に支援するとともに、学校からの講師派遣の依頼や個別支援についても対応していきたい。

(3) アプリの導入

アプリの新規導入要望は随時受け付けている。セキュリティリスクや犯罪被害等の危険性がないと思われるアプリについては全てインストールを許可している。また、『〇〇〇ができるような』『〇〇〇〇の学習に使えるような』アプリを見つけてほしい』といった要望に対し、適切なアプリを探して紹介するとともに、使い方等の支援も行っている。

(4) 端末の持ち帰り

昨年の一斉臨時休業時の分散登校を実施した際、家庭でのインターネット環境について、各家庭にアンケート調査を実施した。その数値をもとに、貸出用のWi-Fiルーターの概数を割り出すなど、端末の持ち帰りに向けて準備を進めた。

教員や児童生徒がICTを日常的なツールとして活用するためには、緊急時だけでなく平常時においても家庭に持ち帰って端末を利用することが不可欠である。そのためには、ハード面の整備だけでなく、ルールを明確にして、教員・児童生徒・保護者と共有することが必要だと考えた。

そこで、「三豊市学習用タブレット等貸与要綱」「三豊市学習用モバイルルーター等貸与要綱」を定め、「学習用タ

ブレット・ルーターの持ち帰りについてのガイドライン」を示すとともに、「学習用タブレット使用のルール」を再確認した。「家庭向けの説明用リーフレット」も作成し、学校・家庭・児童生徒が持ち帰りのメリットやルールについて共有できるようにした。また、通信環境が整っていない家庭にWi-Fiルーターを貸し出す際の「学習用モバイルWi-Fiルーター使用のルール」を示すなど必要な対策を講じた。

今年度、夏季休業中において、中学3年生に端末を持ち帰らせ、AIDリルを宿題に課した学校もある。さらに、2学期以降、家庭の通信環境の検証を兼ね、緊急時のオンライン授業の操作確認等のために試験的に端末を持ち帰らせている学校も増加している。

おわりに

コロナ対応のため、教育活動が大きく制限された。しかし、ICTを活用することによって、これまでは考えられなかった活動もできるようになり、学習機会の幅が広がるというメリットもあった。たとえば、市内の小・中・高校生の代表が同じテーマで課題解決に取り組む「みとよ未来・ヤングサミット」も、オンラインで開催することにより代表者だけでなく、学級や学年全体での参加も可能となった。また、中学生がプロの指導を受けながら映画を創り上げる「映画制作スクール」も、オンラインにより中学生個々人とプロの脚本家、映画監督等が直接交流し、指導・助言を受けることができた。1人1台端末の活用で処々の問題はあがるが、ICTによる新しい学びが豊かな学びになるよう、これからも積極的に取り組んでいきたい。



映画制作のプロから指導を受ける様子



家庭向けの説明用リーフレット

新潟県教育委員会

いじめ対策の再構築

～いじめ防止と自殺予防の強化のために～

はじめに

(1) 平成31年度(令和元年度)からの取組導入の背景

平成30年9月、県教育委員会設置の第三者委員会は2年前(平成28年)のいじめを背景とした県立高等学校生徒の自殺事案について調査報告書を完成させた。その中で、いじめに関わる生徒への当該高校の教職員の対応と、学校としての組織的対応についての不備などを指摘し、同年6月にいじめを背景とした別の自殺事案が発生したこともあり、当時の本県のいじめと自殺の現状を「緊急事態」とし、県教育委員会と学校に対して、危機意識を持って対応すべきと提言した。

その後、同年12月までに全県立学校を県教委指導主事が訪問し現状のいじめ対策を検証した結果と、調査報告書の指摘と提言を踏まえ、翌年度から「学校の組織力の強化」「教員の意識改革と指導力・対応力の向上」「相談しやすい体制の整備」「県民運動の見直しによる保護者や地域との協働の推進」を視点とする「いじめ対策の再構築」に取り組むこととなった。

(2) 平成30年度内に取り組んだこと

「いじめ対策の再構築」の中心となるものが、小学校から高等学校までの児童生徒の発達段階や学校の実情に応じたいじめ対策を総合的に推進するために、高等学校教育課と義務教育課の担当を統合させた「生徒指導課」の新設である。

さらに、平成30年11月には、県教育委員会が取り組むいじめ対策等を検討することを目的として、大学教授や小中高の校長、PTAなどの学識経験者で構成される「いじめ対策等検討会議」を設置した。同年度末まで5回に渡り、会議を開催、構成員からの助言を受け、県教委として、

いじめの訴えへの組織的な対応マニュアル、SNSの適正利用・自殺予防のための教育プログラム等の作成・整備をすすめた。



新潟県いじめ対応総合マニュアル

1. いじめ防止対策

(1) 学校の組織力の強化

① いじめ対策推進教員(県立学校)、生徒指導対応非常勤講師(市町村立学校)の配置

いじめ対策推進教員※1は、令和元年度からすべての県立学校に配置され、いじめ事案対応の情報集約を担当する他、いじめ対応総合マニュアルの自校化と活用促進、いじめに関する校内研修の企画運営などを行う。

※1: 校内のいじめ対策を専門的に扱う教員に対し、非常勤講師を配当し、2~4時間の授業時間を軽減している。

② スクールロイヤー活用事業

令和2年度から全県の県立学校・市町村立学校(新潟市を除く)を対象とし、県内に10人のスクールロイヤーを配置している。

令和2年度は、法相談（13回）、児童生徒対象いじめ予防教育（23回）、教職員対象いじめ法令研修（38回）を実施。

(2) 教職員の意識改革と指導力・対応力の向上

① 研修等の充実

(ア) 県立学校対象

- ・いじめ対策推進教員対象研修会（年間3回）
- ・管理職対象「いじめ対策」研修会 など

(イ) 市町村立学校対象

- ・いじめの未然防止実践研究パイロット事業（指定校：小学校8校）
- ・いじめ対策推進モデル校事業（4(1)参照）（指定校：中学校3校）

※ 法令理解を深めることで教職員のいじめの認知力・対応力等の向上を図っている。

② 「新潟県SNS教育プログラム」の実践

(ア) インターネット上のいじめ・トラブルの未然防止・再発防止のために学習をとおして、生徒自身が考え、学んでいくための授業教材を作成し、令和2年度から全県立高校、中等教育学校で授業を実施

(イ) 教員向け研修資料、保護者啓発資料の作成とそれらを活用した研修会・講演会の実施

(ウ) 令和3年度は「義務教育版」を作成予定

(3) 相談しやすい体制の整備

令和元年度から臨床心理士資格を持つ指導主事を配置し、電話・メール・SNSの相談窓口での相談業務を一元化して担当。

① 各種相談窓口の運用

(ア) 相談時間

SNS：平日 17時～22時、休日 15時～20時

電話・メール：24時間

(イ) いじめ通報システム

オンラインによる生徒から県教育委員会への直通のいじめ通報システムを構築。通報があった際は当該学校に対して県教育委員会から情報提供を行う。

② 全公立学校へのスクールカウンセラーの配置と児童生徒及び保護者への周知

令和元年度から全公立学校に配置し、児童生徒・教職員・保護者が活用している。令和2年度からは小・中・義務教育・

特別支援学校において、学校のニーズに応じて弾力化して活用できるよう、同一勤務日で複数校に移動しての勤務を可能とした。

③ スクールソーシャルワーカーの配置

市町村立学校・県立特別支援学校を対象として教育事務所（上越、中越、下越）に計7人、県立高校・中等教育学校を対象として生徒指導課に4人を配置し、学校への支援及び関係機関と連携した対応を行っている。

(4) 県民運動の見直しによる保護者と地域との協働の推進

県民運動の母体である「深めよう 絆 にいがた県民会議」が、平成19年5月に「いじめ根絶県民会議」（構成団体約50団体）として発足した。いじめや不登校、暴力行為等の解消及び未然防止に向けて、学校・家庭・地域が一体となった運動を全県的に展開し、児童生徒の豊かな人間性を育成するために、県、市町村、PTA、マスコミ等の関係団体が集まっている。

平成25年度からは運動の方向性を焦点化し、改めて、「いじめはどの学校にも、どの子どもにも起こりうる」という認識に立ち、「いじめ見逃しゼロ」の意識を社会全体で共有するとともに、学校・家庭・地域が連携していじめの積極的な認知及び未然防止に努める「いじめ見逃しゼロ県民運動」を開始している。

県民運動の見直しの一環として、構成団体、企業・団体等サポーター等による実行委員会を設置し、企画・運営を行っている。



いじめ見逃しゼロキャラバン

主な取組はつぎのとおり。

- ① 「いじめ見逃しゼロ キャラバン」(P12 写真参照)
- ② 「県民講座」
- ③ 「いじめ見逃しゼロ 県民の集い」
- ④ 「県民サポーター」募集による啓発

(5) いじめ対策等の見直しと検証

① 県立学校対象「いじめ対策総点検」

県教委では「いじめ対策総点検」を重点事業と位置づけ、すべての県立高校・中等教育学校・特別支援学校(計107校)を対象に、定例教育委員会やいじめ対策等検討会議からの意見を受けながら継続実施しており、令和3年度は4年目となる。点検の内容は以下の2点である。

(ア) チェックシートによる点検

学校訪問前に、各学校に対して、いじめに関する組織体制、教職員の法令理解や取組の状況を確認する学校自己点検チェックシートの提出を求める。

(イ) 学校訪問

年2回実施のうち、1回目は全県立学校を訪問し、チェックシートの内容と、認知漏れのいじめ事案、いじめに関する記録文書等を確認する。2回目は、県教委が必要性を認めた学校を訪問し、課題の改善状況、いじめの認知状況等の確認・指導を行う。

平成30年10月の総点検では、「教員のいじめに係る認識、生徒理解が不十分」「学校いじめ対策組織と生徒指導部の責任や役割が不明確」「被害生徒へのケアなど、学校いじめ対策組織としての対応策の検討が不十分」などが課題となったが、現在では、校長のマネジメントによるいじめ対策推進教員(1(1)①参照)を中心とした組織的対応の推進、教職員による法令理解度の向上、認知件数の増加などの成果が見られるようになった。

しかし、依然としていじめとして認知すべき事案が報告されていないケースや、いじめ対応総合マニュアルが十分に活用されていないなどの課題が確認されている。

② 市町村教育委員会・市町村立学校対象「生徒指導体制等の自己点検」

新潟市(政令指定都市)を除く29市町村教育委員会と市町村立小・中・義務教育・特別支援学校(計509校)を対象とし、県教委が作成した法令理解や組織的対応等に関する項目に基づいて、各学校が自己点検を行うものである。

平成30年11月の開始当初は、「保護者等に対し、いじめ防止対策等の説明や周知が不十分」「いじめの認知・解消等に関する共通理解が不十分」「職員間や学校と保護者間での情報共有が不十分」などの課題が挙げられた。

令和2年度から、検証の精度向上と課題抽出の明確化のために「いじめ対策総点検」「生徒指導体制等の自己点検」の分析において、上越教育大学のいじめ・生徒指導研究センターと連携している。

2. 自殺予防対策(主に県立学校対象)

① 「新潟県自殺予防教育プログラム(高等学校編)」の作成と活用(令和2年3月)

(ア) 困ったときに周りの大人に相談するなどの「援助希求行動」を促すための生徒向け授業

(イ) 教員向け研修資料、保護者啓発資料の作成とそれらを活用した研修会・講演会



新潟県自殺予防教育プログラム

(ウ) 令和3年度は「義務教育版」を作成予定

② 東京大学と連携した自殺予防ツール「こころとからだの健康アンケート(RAMPS)」の運用(県立高校、中等教育学校を対象)

保健室に来室した生徒を対象に、タブレット端末による心身の状況についての質問と養護教諭による問診結果により、自殺リスクを評価して医療機関への繋ぎやカウンセリング実

施などの対応に当たる。

実施校数の推移

平成30年度→10校、令和元年度→22校

令和2年度→33校、令和3年度→41校

3. その他の取組

① 新潟県いじめ対策ポータルサイトの運営 (<https://www.ijimetaisaku.pref.niigata.lg.jp/>)

ホームページ上で、いじめ対策に関する各種資料を掲載。いじめ問題への関心が広がるよう、いじめ見逃しゼロ県民運動の個人サポーターに就任した著名人からのメッセージも公開。

その他、県立高校生・中等教育学校生が安心して学校生活を送れるよう、友だちづくりやネット利用上の注意等を解説した「マイスクールライフサポートブック」もアップしている。

② 全県規模のアンケート実施

生徒の不安や悩みを早期に把握するために、令和2年度から、新潟県高等学校長協会と生徒指導課が協力して、県立高校生・中等教育学校生を対象にオンラインによる「学校生活アンケート」を実施している。(対象生徒数約5万人)

4. 令和3年度からの新たな取組

今年度、県教育委員会はこれまで取り組んできた「いじめ対策の再構築」について、施策の全容が整ってきたことから、「いじめ対策の強化」へとシフトチェンジし、県立学校へのさらなる徹底と義務教育段階の市町村立小中学校への拡充に取り組んでいる。主な内容を以下で紹介する。

(1) いじめ対策推進モデル校事業の推進

県教育委員会と県立学校が取り組んでいる「いじめ対策」について、市町村立学校から選出した「いじめ対策推進モデル校」(中学校3校)による実践研究により、義務教育段階におけるいじめの未然防止及び教職員のいじめの認知力・対応力の向上を目的としている。

(2) 義務教育版の「SNS教育プログラム」「自殺予防教育プログラム」の作成

(3) 学校等のニーズに応じたスクールカウンセラーの配置時間の弾力化

小・中・特別支援学校において、1日の勤務時間を3分割し、複数校への訪問を柔軟に対応できるようにした。

(4) 「いじめ対策総点検」の内容精査

各学校でのいじめ事案への組織的対応の実態把握のため、県教委が設定した架空事案に対する初期対応についてシミュレーションを実施し、確認している。

おわりに

平成30年9月の第三者委員会調査報告書を受けて、花角英世新潟県知事は、当時の本県はいじめ対策について「仏作って、魂入れずという状態だった」と表現したが、この言葉がいじめ対策の再構築の原点となっている。

「いじめ対策の再構築」により、認知件数の増加、教職員の意識の向上を図ることができたが、依然として学校間や市町村間での格差があることも事実であり、内容の深刻化への対応も必要である。

また、令和2年12月に「新潟県いじめ等の対策に関する条例」制定されたことを受け、前回改定(平成30年2月)以降の第三者委員会調査報告書による提言等も踏まえ、新潟県いじめ問題対策連絡協議会等の関係機関や有識者からの意見聴取を経て、令和3年7月に「新潟県いじめ防止基本方針」を改定した。

現在、関係機関に通知を行い、県立学校等では自校のいじめ防止基本方針の見直しに取りかかっているところである。

引き続き、悲劇を繰り返さないよう、いじめ対策に「魂」を入れ続けていきたい。

千葉県市川市教育委員会

人をつなぐ 未来へつなぐ 市川の教育

～コミュニティ・スクールの取組～



千葉県市川市教育委員会
教育長 田中 庸恵

1. はじめに

市川市は千葉県北西部に位置し、江戸川を挟んで東京都と接する、歴史的な街並みや、文教・住宅都市など、様々な面をもつ豊かな地域である。

市川市における学校地域連携の歴史は古い。「子供を介してコミュニティづくりをしたい」という当時の市長の思いから、「学校を開き、家庭・地域・学校が一体となって子供を育てよう」と呼びかけ、1980（昭和55）年「コミュニティ・スクール事業」が始められた。これは、現在国で進めるコミュニティ・スクール（以下CS）の考えを先進的に取り入れたと言える取組である。結果として地域と学校の距離を縮める契機となった。

その後、現在に至るまで、「学校を開き、家庭・地域・学校が一体となって子供を育てる」という理念は、市川市教育の根幹を成しており、教育方針・施策の原点にもなっている。

2. 市川版CSの構築

学校地域連携に歴史と思い入れのある市川市だからこそ、地域住民の参画を得て多くの関連事業が生まれた。しかしながら、それぞれの会議に、同じ顔ぶれが出席することになることも多く、一部の地域住民には大きな負担となっていた。

そこで、千葉県初の義務教育学校「塩浜学園」の開校を機に、2015（平成27）年、本学園をCSに指定し、学校運営協議会を設置した。元々学校と地域の交流が盛んだった塩浜地区では、CS導入によって関連する会議体が整理・統

合され、学校・地域住民双方の負担を軽減しつつ、有効な話し合いが持てるようになった。

本市では、学校運営協議会の設置と地域学校協働本部を一体的に整備していくことを推進するために、地域学校協働活動推進員を各校・園に配置することも並行して行った。

2019（令和元）年度には市内全ての幼・小・中・義務教育学校・特別支援学校に学校運営協議会の設置を完了した。翌2020（令和2）年度には、市内全ての中学校・義務教育学校区に地域学校協働本部を立ち上げ、市川版CSの制度が完成した。これにより学校運営協議会で校長から示される学校運営のビジョンの方向性を地域で共有し、地域学校協働本部が具体的な活動を展開していくことで、「地域とともにある学校づくり」「学校を核とした地域づくり」双方の取組が可能になっている。



これらの取組が認められ、市川市ではここ数年で4度の「『地域学校協働活動』推進に係る文部科学大臣表彰」を受けている。

平成29年度：第八中学校ブロック

平成 30 年度：第六中学校ブロック
令和元年度：塩浜学園（義務教育学校）
令和2年度：第一中学校ブロック

3. 取組の具体例

学校運営協議会では、学校長が作成する学校運営方針の承認を行ったり、学校関係者評価をしたり、意見を学校運営に反映させたりすることはもちろん、地域を挙げて子供たちをどう育てていくかという熟議が活発に行われている。以下に、取組の具体例を挙げる。

(1) **第八中学校ブロック**：学校支援活動に長く取り組み、「ダメでもともと!」を合言葉に、学校からニーズを引き出し、地域人材を活用してきた。このブロックは、学校支援コーディネーター（現 地域学校協働活動推進員）導入のモデル地区として、また各校のコーディネーターが中学校ブロックでチームとなり活動に取り組む先進地として、意欲的に活動している。中でも、「放課後カルチャー」は地域人材が生徒の同好会活動を支援する活動で、学校職員の負担軽減と地域の人材活用両方を実現している好例と言える。

(2) **第二中学校ブロック**：幹線道路の整備による交通量の増加という課題が学校運営協議会で議題に挙がったことから、「みまもりたい」という地域住民による登下校の見守り活動が立ち上がった。



【写真1】 地域学校協働活動推進員も自ら見守り活動を行う

地域学校協働活動推進員を中心に、現在 30 名以上の地域住民が登録し、毎朝夕、ブロック4校（小学校2校、中学校1校、特別支援学校1校）の児童生徒の見守りを行っている。新たに開通した道路で特に危険な箇所には信号機を設置するため、協議会委員を中心に様々な要請・陳情を重

ね、実現に至った。

(3) **福栄中学校ブロック**：学校運営協議会で、不登校生徒について課題意識が共有された。そこで引きこもり支援経験のある地域住民を中心にして、「地域カフェ」を校内に設ける活動が始まった。不登校生徒の支援とともに、地域住民や教職員が気軽に集い、語り合える場として、月に1回開催を続けている。お互いの距離を縮める格好の場となり、この場から新たなつながり生まれ、地域活動の連携を図る貴重な場にもなっている。

(4) **塩浜学園ブロック**：市内における CS 事業のモデル地区であり、従前より地域と連携した活動が盛んである。地域学校協働本部の提案で、月初めの3日間を「はまっこサポートあいさつの日」として、保護者、地域住民、学校職員と一緒にピンクのタスキや帽子をかぶって朝の挨拶運動を行っている。月の半ばにはPTAによる見守り活動、月の終わりには生徒会が主体の挨拶運動を行うなど、それぞれの活動としても充実した取組が行われている。



【写真2】 「はまっこサポートあいさつの日」

4. 今後の取組

市川版 CS の取組は、「地域とともにある学校づくり」と「学校を核とした地域づくり」双方の取組が可能であり、効果が大いに期待される。制度が整った今、学校と地域への CS 認知度をさらに上げ、より多くの地域住民にも積極的に関わってもらえたらと考える。

これまで市川市が長い間にわたり築いてきた、学校と地域の連携体制や地域教育力を基盤にし、「人をつなぐ 未来へつなぐ 市川の教育」にあるように、未来を生きる子供たちの育成に、地域とともに一層取り組んでいく所存である。

コロナ禍でも留学機運醸成に繋がる 独自の強みを活かした取り組みを行っている 県教委の事例

官民協働海外創出プロジェクトチーム

文部科学省の留学促進キャンペーン「トビタテ!留学JAPAN」では、各自治体によるグローバル人材育成、留学啓発につながる取り組み事例を定期的に取材しており、今回は大分県と茨城県への取材記事を御紹介する。

【大分県】独自の繋がりを活かしコロナ禍でも数多くのグローバル人材育成施策を実現

平成26年に「大分県グローバル人材育成推進プラン」を策定した大分県。これは平成27年から令和6年までの10年間、3ステージに渡る長期的計画となる。今回は昨年までの第2ステージ（平成30年～令和2年）での活動内容を伺った。策定当初掲げた、以下の「5つの力の総合力」を身に付けるためにどのような取り組みをしているのだろうか。

- 1 挑戦意欲と責任感・使命感
- 2 多様性を受け入れ協働する力
- 3 大分県や日本への深い理解
- 4 知識・教養に基づき、論理的に考え伝える力
- 5 英語力（語学力）

海外名門大学やグローバルな国内大学と連携するなどの多様な取り組み

機運醸成につながる活気的な取り組みとして、特色ある以下の4つに特化して紹介したい。

(1) イングリッシュ・デイ・キャンプ

小中学生対象のプログラムであり、日帰りで行われている。郷土文化やSDGs等を学び、英語のプレゼンテーション等で成果を発信する内容になっている。かなり小中学生にとってレベルが高いものだが、達成感が感じられる人気のプログラムとなっている。また、ALTとも協力をし、高

校生向けプログラムに繋がるような学習内容に変化している。



(2) スタンフォード大学遠隔講座

対象は高校生。背景として「国際的に活躍する資質・能力を持つ生徒」をさらに高めていくことを目指してきたプログラムである。大分県は米日カウンシルのコンソーシアムのメンバーでもあり、スタンフォード大学とは繋がりがあったのが企画のきっかけとなった。

講座期間は毎年9～3月の10回で構成されている。内容としては、スタンフォード大学専任講師と各回ゲストスピーカー（現地起業家）による講義、オンラインでのディスカッション、そして最後の講座では「社会の課題解決に向けて私ができること（SDGsを参考に各受講生が設定）」をテーマに1人5分程度でプレゼンテーションを行う。そのプレゼンと、課題レポートを基に大学が成績優秀者2名を決定し、スタンフォード大学で行われる表彰式に出席（第1期は新型コロナウイルス感染症の影響により、バーチャル表彰式に変更）することとなっている。こちらのプログラムは本人負担ではなく、内閣府の地方創生推進交付金と県費で行われているのも特徴である。生徒たちからの人気も高く、実施後の満足度も高いことで今後も目玉のプログラムとなるであろう。



(3) オンライン・グローバル・キャンパス

バーチャル留学を体験できるものである。別府市にある、立命館アジア太平洋大学（APU）とのコラボレーションした企画で、大学の先生に講座を仕切ってもらうので、より大学の授業の雰囲気味わえる。元々オンラインのプログラムなので、自宅や在籍校で受けることができる。また、こちらも生徒の負担はない。

(4) 国際交流プラットフォーム

生徒の国際交流機会を確保するため、県立高校に様々なサポートを提供している。訪日教育旅行団体を受入れ、授業・部活動体験、文化交流をした他、コロナ後は国内外の教育機関とオンラインで接続し、お互いの学校・郷土紹介やSDGsに関する意見交換会等を実施。また、ALTや県内大学に所属する海外留学生等を国際交流サポーターとして県内高校や県主催行事等に派遣している。最近ではAPUの50ヵ国以上の国籍の留学生が、県内の学校の授業やオンラインイベント等にも協力している。修学旅行の代替としても活用している学校もあるようだ。

ステージ3への抱負とこれからの課題

今年度から第3ステージ（令和3年度～6年度）を迎えたことにより、10年間の長期計画の集大成になる。今後にもむけた、大分県教育委員会の展望としては、1つはオンラインでもよいから海外と繋がる機会をより増やしていきたいということ、2つ目はコロナの状況が改善すればではあるが、実際に留学や、海外へどんどん行って欲しいとのことである。

基本的な方針としては第2ステージで取り組んできた施策の強化とそこから発展した新プログラムの展開である。オンラインプログラムの参加希望者が当初から大幅に増えるなど、生徒たちの留学意識や海外への関心度は着実に上がってきている。これを、「留学に興味がある」から「留学へ行きたい!」という明確な意思に持って行かなくてはならない。そこで課題なのが、大分県は他県に比べて留学のロー

ルモデルが少ないという現状である。

また、大分県の留学支援の制度では長期（1年間）で1人あたり30万円が5名まで、短期で10万円が20名までが受けられるが、前述のプログラムにより留学意欲が高まった高校生に広く周知し、うまく活用していきたい。最後に、大分県は独自の繋がりを活かし、他にはない留学機運醸成につながる企画が揃っていて、とても恵まれた環境にあると感じた。

【茨城県】 中学・高校生対象のグローバル人材育成、そして国際社会で活躍する多様なロールモデルを茨城から世界へ

茨城県教育委員会では、ハーバード大学進学者も輩出した、受講期間2年間に及ぶ中高生対象「次世代グローバルリーダー育成事業」、留学フェアの開催や国連大学との連携など高校生対象「国際社会で活躍できる人材育成事業」、「いばらき海外留学支援事業」など、中学生から高校生を対象としたグローバル人材育成に県をあげて取り組んでいる。

(1) 「次世代グローバルリーダー育成事業」

2018年度に「茨城県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の中でグローバル人材育成という柱がたった際に立ち上げた主要施策。茨城県から世界に通用するトップリーダーの育成を目的に、単なる英語力向上だけではなく、茨城と世界を結びつけたグローバルな視点を育み、正解のない問いへの思考力や自分の考えを表現する力・議論の仕方などといった国際社会で必要不可欠となるスキルを2年間かけて培う濃厚な内容となっている。

さらに、本プログラムの大きな特徴は、募集対象が中学2年生～高校1年生にまたがっているところである。中高生にとっては、違う学年の人たちと同じことに取り組み、討論できるような場が少ない中で、生徒からは「中学生も高校生も関係なく、高いレベルで同じ話ができる」という声もある。また集合研修会等では実施内容に合わせて義務教育課と高校教育課が連携するなど、スムーズな協力体制が取れている。



地域に情熱を持つ大人がいることの大切さ

知事直轄の事業というだけでなく、何よりも情熱を持った担当チームがこのプログラムを支えている。保護者同伴ができる説明会を複数回実施し周知に努めるのはもちろんのこと、チラシの各校配布や、国際教育に力を入れている学校にアポイントを取り意欲のある生徒にぜひ参加いただきたいと直接伝えてきたという。そういった学校は強く興味を示してくれただけでなく、先生たち自身ももっと詳しく聞きたいと説明会に参加したり、多くの応募者を参加させてくれたりしたという。

学校以外でも持っている力を存分に発揮できる環境を求めている生徒を更に伸ばしたいという思いで、学校教育の中では経験できないような場や機会を県が積極的に提供している。

(2) 「国際社会で活躍できる人材育成事業」

高校教育における「国際社会で活躍できる人材育成事業」において、①ディベート・チャレンジ ②留学・国際交流促進事業 ③茨城県高校生国連グローバルセミナーの3つのプログラムがある。

留学フェア開催は時期や場所にも工夫を

海外留学支援制度があっても、まずは認知してもらうことが重要なため、生徒はもちろん、先生や保護者も対象として開催している。また開催時期も生徒が留学に関心を持ち始める時期や、参加しやすい時期などを毎年検討しながら計画を立てている。コロナ禍のため昨年は中止したが、今年はオンラインでの開催を検討している。オンライン開催により県内全域へ留学機運を高められる仕掛けを意識して取り組んでいる。

(3) 「いばらき海外留学支援事業」

いばらき海外留学支援制度は平成 27 年度より開始。

14 日以上海外派遣プログラムに参加する生徒を対象に、留学支援金として一人上限 10 万円を交付する。英語の実践力向上プログラムが組み込まれていれば、学校や地方公共団体、高校生の留学・交流を扱う民間団体等が主催するプログラムが支援対象となり、より多様で自由度の高い留学を支援する制度となっている。

「県内の各学校も工夫した様々なプログラムを持っています。ただ、応募したくても経済的理由により応募できない生徒もいるので、本制度は経済的支援という側面があります。また、『自分の興味ある分野を学びたい!』『留学に行きたい!』と、自分で留学情報を集め、学校以外の留学

プログラムを自分で見つける行動力があり、学ぶ意欲のある生徒に対しても支援できるようにしています。」(高校教育課)

令和元年度は 50 名枠に対して応募が 89 名(※渡航は中止)あり、本事業を通じて 200 名を超える生徒を海外へ送りだしてきた。

生徒だけではなく、先生方をサポートする連絡協議会

コロナ禍の現在は実施できていないが、それ以前は先生方に国際交流の良さを知っていただくことを目的とした連絡協議会を実施していた。各校で国際交流にかかわる先生であれば担当教科等の縛りはなく、国際教育担当1名が参加できる。協議会では、いばらき海外留学支援制度についてはもちろんのこと、各学校の実践活動についてシェアする時間や、トビタテの事務局メンバーがお邪魔をし、高校時代の留学の意義について話したり、留学まで学校としてのサポート等について質疑応答したりする時間を設けている。

(4) 今後の展望「いばらき発!世界で活躍する多様なロールモデル」



グローバル人材の育成で終わることなく、子どもたちが茨城でどう活躍していけるか、活躍できる場をどう創出し提供できるかについても今後は取り組むべき課題だという。

次世代グローバルリーダー育成プログラムの第1期生には、今年 2021 年に海外の政策などを学びたいと、ハーバード大学に進学をした生徒がいる。県は、プログラムの後輩たちが渡米前の彼と交流する場を設け、「なぜ海外大学へ進学するのか?」など先輩の思いを直接聞くことで、将来の選択肢を広げる機会となるよう研修を行った。

今頑張っている中学生・高校生が「こんな風に自分もなってみたい!」「頑張ってみよう!」と、この茨城の地で身近に感じられ、それを応援する仕組みや環境があるのが茨城県の強みである。

令和3年度 教育課程研究指定校事業 研究協議会のオンライン形式での開催



令和4年2月2日(水)～2月4日(金)

国立教育政策研究所教育課程研究センター

国立教育政策研究所教育課程研究センターでは、幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等における教育課程や指導方法等の改善充実を図るための、研究指定校による実践的な調査研究として、教育課程研究指定校事業を実施しています。このたび、各学校等における指導や評価の改善等に活用していただくことを目的とし、研究成果の発表をオンラインにて配信いたします。

参加される皆様には、事前申込みの上、当日オンラインで研究発表を御覧いただき、本会を通してそれぞれのお立場で抱えている課題等を解決するヒントを見つけていただければ幸いです。多数の御参加をお待ちしております。

(1) 開催日

- ・ 令和4年2月2日(水), 3日(木), 4日(金)

(2) 開催方法

- ・ オンライン配信

(参加される皆様には、オンライン配信を視聴していただき、コミュニケーションツールにて質疑に御参加いただけます。)



令和2年度研究協議会（オンライン形式）の様子

(3) 日程及び主なプログラム内容等

【2月2日(水)】

	8:45	9:45	12:25(最長)
午前の部	受付	分科会	
		<ul style="list-style-type: none"> ●小学校・中学校 理科 ●高等学校 特別活動 ●高等学校 農業 ●小学校・高等学校 ESD 	

	13:20	14:20	17:00(最長)
午後の部	受付	分科会	
		<ul style="list-style-type: none"> ●小学校・中学校 国語 ●小学校 音楽 ●高等学校 数学 ●高等学校 理科 ●高等学校 家庭【共通教科】 	

【2月3日(木)】

	8:45	9:45	12:25(最長)
午前の部	受付	分科会	
		<ul style="list-style-type: none"> ●中学校 技術・家庭(技術分野) ●高等学校 芸術(音楽) ●高等学校 外国語 ●高等学校 商業 ●高等学校 総合的な探究の時間 	

	13:20	14:20	17:00(最長)
午後の部	受付	分科会	
		<ul style="list-style-type: none"> ●小学校 生活 ●中学校 外国語 ●高等学校 公民 ●高等学校 水産 ●へき地教育 	

【2月4日（金）】

8:45		9:45	12:25(最長)	13:20		14:20	17:00(最長)
午 前 の 部	受付	分科会					
		●高等学校 国語 ●高等学校 芸術（美術・工芸） ●高等学校 工業 ●高等学校 情報【専門教科】 ●中学校 カリキュラム・マネジメント					
午 後 の 部	受付	分科会					
		●高等学校 地理歴史 ●高等学校 保健体育 ●高等学校 情報【共通教科】 ●高等学校 福祉 ●小学校 カリキュラム・マネジメント					

※ 分科会は最長で午前の部が 12:25、午後の部が 17:00 までであり、分科会により終了時刻が異なります。お申込みの際に御確認ください。

※ 当日のスケジュールは変更する場合があります。随時、下記ウェブサイトより御確認ください。

※ 当日の受付はオンラインで行います。

(4) 主な内容

- ・研究指定校の実践研究発表、質疑応答
- ・国立教育政策研究所教育課程調査官による講評

(5) 参加対象者（事前申込制）※学校関係者を対象とさせていただきます。

- ・都道府県教育委員会・市区町村教育委員会・教育センター等の指導主事等
- ・幼稚園（保育所・幼保連携型認定こども園を含む）・小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校の教師等、教員養成系大学の関係者等

(6) 申込方法

- ・国立教育政策研究所ウェブサイト (<https://www.nier.go.jp>) にて、申込方法等を御案内し、令和3年11月1日（月）より申込受付を行っております。

(7) お願い

- ・1月下旬には、当日の研究指定校発表資料が上記のウェブサイトのリンク先に掲載されますので、資料をダウンロードしてお手元に御用意の上、御参加ください。
- ・参加者1名につき、1台の端末での御参加をお願いします。なお、当日のオンライン環境の不具合等につきましては保障いたしかねますので御了承ください。
- ・オンライン配信の録画、録音、撮影等は固く禁止とさせていただきます。
- ・全ての質疑に回答できるものではありませんので、御了承ください。

(8) 過去の研究協議会の動画公開について

過去の研究協議会の様子について収録した動画を、文部科学省のYouTube「mextchannel」に一部掲載しております。各研究指定校の担当者による「研究発表・実践報告」や当研究所の教育課程調査官による「講評・まとめ」などの様子を説明資料とともに視聴できます。

YouTube より

指定校事業研究協議会

検索

と検索してください。

令和3年度「学校における男女共同参画研修」 オンラインの実施について

総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課

国立女性教育会館（NWEC）では、令和3年7月29日（木）～8月31日（火）に教育委員会や教育センター等の職員と初等中等教育諸学校（特別支援学校を含む）の管理職・教職員を対象にオンライン研修を開催しました。

この研修は、初等中等教育に携わる教職員が、自身の持つ「無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」や固定的な性別役割分担意識に気付くとともに、学校現場に存在する男女共同参画についての課題を把握し、教職員自身のキャリア形成や女性管理職の育成、多様な児童生徒への対応について男女共同参画の視点から理解を深め、解決に向けた方策を探ることを趣旨としています。

昨年から続くコロナ禍の影響等で学校を取り巻く状況が厳しい中、全国から241名が参加しました。

研修では、期間中自由に視聴できるオンデマンド配信の講義や情報提供のほか、ライブ配信によるワークやパネルディスカッションといったプログラムも提供し、参加者と講師、または参加者同士が意見のやり取りをしながら学びを深められるように工夫しました。

ワーク「ジェンダーに基づくアンコンシャス・バイアスへの気付き」では、管理職、高等学校、中学校、小学校と対象を分けて、ケース動画をもとにグループディスカッションや解説等を行いました。



ライブ配信によるワーク
「ジェンダーに基づくアンコンシャス・バイアスへの気付き」

参加者は、動画に示された学校の日常的な場面に関連して、各学校や地域の現状や課題について話し合うことで、自身の言動や子供たちを取り巻く環境に潜むアンコンシャス・バイアスに気付くとともに、改めてジェンダーの視点が重要であることを実感していました。

オンデマンド配信では、講義1「学校教育に求められる男女共同参画の視点とは」、講義2「女性が働く労働市場の実情～女性生徒のキャリア支援に向けて～」、講義3・事例報告「女性管理職をめぐる現状とこれからの管理職登用」、講義4「教員組織の多様性の拡大～教員組織とジェンダー格差～」を提供しました。

多彩な講師の方々がそれぞれ専門的な立場から、男女共同参画の基本理念、その実現に向けた学校教育や教職員の役割、今日の労働市場や学校現場等における女性のキャリア選択の現状やその背景に根強く残る固定的な性別役割分担意識といった課題について言及されました。併せて、教員の人材育成やキャリア形成に関する教育委員会の取組の報告や、今後の学校現場での取組に向けて必要な視点も示され、課題解決に向けたヒントを得ることができました。

また、文部科学省からは学校における男女共同参画の推進に向けた施策について、令和2年度に実施した次世代のライフプランニング教育推進事業や内閣府との共同事業等に関する情報提供がありました。

パネルディスカッション「男女共同参画の推進に向けた素地づくり」では、子供たちが性別によらず、自分の能力を発揮できる社会にしていけるために学校教育でどのようにその素地を作っていくことができるかをテーマにディスカッションをしました。性の多様性に関わる糸島市の小・中学校での取組や灘中学校・高等学校で行われている男子の立場から考えるジェンダー教育の実践例、ガールスカウト日

本連盟所属の女子高校生によるジェンダー平等の実現に向けた提言を通じて、改めて子供たちの指導にあたる教職員には男女共同参画の視点が必要不可欠であることを感じるとともに、これからの学校教育の可能性を考えるよい機会となりました。

また、希望者によるフォローアップ・ミーティングでは、「研修を受講して考えたことや気になっていること」、「これからの学校をどのようにしていくか?」をテーマにグループディスカッションを行いました。どのグループも地域や校種、役職を超えて積極的に意見交換する姿が見られました。

参加者の満足度も大変高く、「様々な分野の専門家がそれぞれの切り口から男女共同参画を分析していて、物事を多角的に捉えることができた」「アンコンシャス・バイアスについて深く考えることができた。何よりも教員が正しい認識を持つことがジェンダー格差を解消する上で非常に重要な役割を果たすことが理解できた」等の感想が寄せられました。



講義1「学校教育に求められる男女共同参画の視点とは」

なお、ワークで使用した動画教材は、令和2年度文部科学省の委託事業で作成したもので、文部科学省及びNWECのHPで公開中です。研修の手引きやワークシート等も併せて公開しており、すでにいくつかの教育委員会の主催研修や校内研修等で活用いただいています。

また、今回の研修の詳細や過去の研修の情報、学校教員のキャリアと生活に関する調査をはじめとする研究報告等も、NWECのHPで公開していますのでぜひ御活用ください。

令和2年度文部科学省委託：次世代のライフプランニング教育推進事業「学校における男女共同参画の推進のための教員研修プログラム」

<https://www.nwec.jp/about/publish/jpk9qj00000009li.html>

主に研修に関すること

<https://www.nwec.jp/event/training/index.html>

主に調査研究に関すること

<https://www.nwec.jp/research/index.html>

私の教訓

私が教師として、親として大切にしている話や言葉を紹介したい。なお、捉え方は諸説あるため、御自身で都合よく解釈していただければ幸いである。

『北風と太陽』

私はこの童話の教訓を教育と照らし合わせ、「強制的な方法で手っ取り早く子どもの言動を変えようとするのではなく、子どもの気持ちに寄り添い、本人の意思で望ましい言動を行えるようにすることが大切だ」と解釈している。実はこの話には、「帽子」をめぐるもう一勝負がある。太陽がいくら照らしても強い日差しを避けようと旅人は深く帽子をかぶってしまうが、北風は一瞬で帽子を吹き飛ばしてしまったという話だ。これを知って少し複雑な気持ちになったが、要は相手や状況によっては手段を工夫することも必要だという戒めなのだろう。

『馬を水辺に連れて行くことはできても、水を飲ませることはできない』

英国の諺だが、教師ができること、すべきことの範囲を見誤ってはならぬと自分に言い聞かせている。必要なサポートはできるが、最後に行動を起こせるのは子ども自身の意思だと忘れてはならない。

『凡庸な教師は指示をする。良い教師は説明をする。』

『優れた教師は範となる。偉大な教師は内なる心に火をつける。』

米国の教育学者ウィリアム・ウォードの言葉も感慨深い。子どもの内から発せられる「学びたい、成長したい、〇〇したい」という気持ちに火をつけるような教育ができれば、どんなにその子の将来のためになるだろう。

そしてこれらは大人にも当てはまると考えている。私は小学校教諭として十数年働き、教育委員会を経て文部科学省の研修生となったが、これまでを振り返ると、北風というより台風というかむしろ童巻の中で仕事をしていた時期もあった。そういった経験を踏まえて思うのは、大人同士も年齢や立場は違っても「太陽」の心で人と接することが大切だということ。幸いにも現在私が所属する課の職員は、全員が穏やかである。だからこそ、職員は素直に意見を述べることができ、報告・連絡・相談にも躊躇がない。素晴らしい職場環境だと思う。

私もいつか管理職となった時には、常にこれらの言葉を傍らに働きやすい職場を築いていこうと心に誓っているが、かくいう私も我が家で愚図る息子に「9時までに寝ないと明日遊びに行かないよ!」と賞罰で言うことをきかせようとしてしまい、自己嫌悪の日々を送っている。「言うは易く行は難し」この言葉も加えておこう。

(H・K)

あとがき

■ 調査・統計資料として、「令和2年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」結果について」を掲載しております。

■ シリーズ「地方発!我が教育委員会の取組」では、新潟県教育委員会と香川県三豊市教育委員会の取組を紹介しています。特色ある取組をご覧ください。

■ シリーズ「学校、地域が活性化!地域とともにある学校づくり」は、千葉県市川市教育委員会のコミュニティ・スクールに関する取組を紹介しています。

■ おしらせは、「コロナ禍でも留学機運醸成に繋がる独自の強みを活かした取り組みを行っている県教委の事例」「令和3年度 教育課程研究指定校事業研究協議会のオンライン形式での開催」「令和3年度「学校における男女共同参研修」オンラインの実施について」の3点になります。

■ 朝晩の温度差が激しい日が続いております。読者の皆様におかれましては、風邪など召されませぬようご自愛ください。



「教育委員会月報 令和3年11月号 No.865」

- ・発行・著作 文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課
- ・〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2
- ・TEL : 03-5253-4111(代表)
- ・URL : <https://www.mext.go.jp>



文部科学省